

延 監 第 155 号
令和 8 年 3 月 9 日

令和 7 年度

定期 監 査 報 告 書

(令和 7 年 12 月 ~ 令和 8 年 1 月 実施分)

延岡市 監 査 委 員

令和7年度 定期監査報告書

1 監査の対象

〔企画部〕 人権推進課 男女共同参画推進室 情報政策課

〔総務部〕 管財課

〔危機管理部〕 危機管理企画課 災害支援課

〔商工観光文化部〕 歴史・文化都市推進課

〔都市建設部〕 建築住宅課 建築指導課 空家施策推進室 高速道対策課

〔教育委員会〕 図書館

農業委員会事務局

2 監査の期間

令和7年12月3日 から 令和8年2月9日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 服 部 俊 明

監査委員 比江島 久美子

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）

- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（債権管理に関する事務、各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和6年度及び令和7年度分（監査日現在まで）である。

6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略するが、監査結果を概ね適正なものとしている。

企画部

人権推進課

事務処理は適正なものと認められた。

男女共同参画推進室

事務処理は適正なものと認められた。

情報政策課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

総務部

管財課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

危機管理部

危機管理企画課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

災害支援課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

商工観光文化部

歴史・文化都市推進課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

都市建設部

建築住宅課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

建築指導課

事務処理は適正なものと認められた。

空家施策推進室

事務処理は概ね適正なものと認められた。

高速道対策課

事務処理は適正なものと認められた。

教育委員会

図書館

事務処理は適正なものと認められた。

農業委員会事務局

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 歳入事務

令和7年度の歳入調定について、起票漏れが1件、起票遅れが2件あった。

財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。